

意見書（案）第37号

有機フッ素化合物（P F A S）汚染の血液検査の実施を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	前 田 ま い

有機フッ素化合物（PFAS）汚染の血液検査の実施を求める意見書

有機フッ素化合物（PFAS）は4,000種類以上あり、分解されにくい性質から、永遠の化学物質と呼ばれている。撥水剤やコーティング剤、泡消火剤として広く使用されてきた。しかし、米国でのデュポン社による汚染の被害は、7万人の検査によって、がん、甲状腺疾患、高脂血症、肝臓がい、低出生時体重、ワクチン反応の低下などが健康被害として明らかにされた。現在では、代表的なPFOS、PFOA、PFHxSは、国際条約で製造、使用、輸入が禁止されている。

多摩地域では、2018年頃から、水道水、井戸水のPFAS汚染が明らかになり、幾つもの水道用水源井戸が取水制限、閉鎖となっている。東京都は、井戸調査を前倒して進めている。本市にも、厚労省の基準値を大きく超えた水道水源井戸がある。今年度は、防災用井戸の水質調査にPFASの項目も追加して調査することになっている。

PFAS汚染報道等を受けて、2022～23年に、多摩地域では、市民団体による血液検査が実施された。多くの住民が欧米の指標を超えており、健康リスクの高い対象として検査が必要との結果が報告されている。健康にどのような影響をもたらすのか、その調査研究が急がれている。健康と命の問題として、国、都、市の総力を挙げて取り組まなければならないと考える。

2023年、WHOの専門機関である国際がん研究機関は、PFOAを発がん性がある物質に、PFOSを発がん性の可能性がある物質に認定した。また、欧州では、全てのPFASを製造、販売禁止する法案が審議されるまでになっている。現在、世界の主流となっている予防原則は、環境保全や化学物質の安全性などに関し、環境や人への影響及び被害の因果関係が証明されていない場合においても、予防のための政策的決定を行うものである。

よって、本市議会は、国会、政府及び東京都に対し、市民の生活をさらに向上させ、命と健康を守り、安全安心な暮らしを守る対策を進めるため、下記のことを要望する。

記

- 1 有機フッ素化合物（PFAS）汚染の実態を調べるため、多摩地域をはじめとする汚染が明らかになっている地域の住民に対し、PFAS血中濃度の検査を実施する。検査体制が整うまでの間は、PFAS血中濃度検査希望者への補助を行うこと。
- 2 検査の結果、血中濃度が高い住民に対する健康相談を実施、ないしは専門相談事業への補助を行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月30日

三鷹市議会議長 伊藤俊明